

## 大田区立新井宿福祉園の基本設計等に関するご説明（第3回） 質疑応答集

【日 時】 令和6年3月27日(水) 18:30～19:30

【会 場】 大田文化の森（第3・第4集会室）

【参加者】 9名

No.	分類	質疑	区の回答
1	設計	駐車場に排煙装置はつけなくてよいのか。	ピロティは開放性があるため、排煙装置は特に設けない計画としています。
2	設計	ゴミ出しの場所はどこになるのか。	廃棄物保管庫になります。 (当日資料6頁「配置図」参照)
3	設計	南側について、もう少し離隔距離をとることはできないか。	施設利用者の増員に伴い、必要室面積も増加し建物を大きくする必要があります。 また、他の方角については、日影規制のため離隔距離をとる必要があり、その上での配置計画になっております。(当日資料6頁「配置図」参照) 南側については、現在の園庭部分に建物が建つことから圧迫感を少しでも軽減するため、必要な室面積を確保した上で、最大限離隔距離をとる計画としています。
4	設計	前回の説明では「屋上運動スペース」は計画されていなかったが、どのような意図で計画したのか。	まず、前回の説明の段階では、平面図の作成まで至っていなかったという点について、ご理解いただきたいと思います。 「屋上運動スペース」を計画したのは、現在の園庭の代わりとなるような、利用者さんが外の空気に当たることのできる場所が必要と考えたためです。面積に関しては、機械設備や緑地スペースを優先した上で、余った部分としています。
5	設計 運営	「屋上運動スペース」について、「運動」というよりは「庭園」として名称や使い方を整理してほしい。	ボール等を使って運動するのではなく、外の空気に触れたり植物を眺めるなど、憩いの場として使うことを想定しています。ただ、運営の中で、短時間の休憩だけではなく活動として使わせていただきたい時には、これまで通り、施設より事前にご相談やお知らせをさせていただきます。 屋上スペースの名称については、障害福祉課にて再度検討してまいります。

6	設計	屋上のフェンスはどのような仕様か。	屋上の床面から2m程度の目隠しフェンスを設置します。
7	設計	屋上の避難経路はどのようなになっているか。	二方向避難を確保することから南側の屋外すべり台と屋内の階段を避難経路として計画しています。
8	設計	屋上に屋根をつけるなど、防音対策をしてほしい。	建築基準法等により、全面に屋根をつけることはできません。今後、可能な限りフェンスを設置するなど、音に対する配慮を検討してまいります。
9	設計	声や見合いへの配慮から、開閉できる窓はできるだけ少なくしてほしい。	当日資料12～15頁の△の部分が開閉できる窓となり、換気のために設置しますが、開放制限のある窓にする計画としています。 また、△印のない部分は開閉できない窓となり、光を取り入れるために設置しますが、一部目隠しフィルムを貼ることにより見合いに配慮した計画としています。
10	運営	設計や運営上の工夫により、声や見合いに配慮してほしい。	近隣のみなさまには、日頃よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。利用者さんの発する声を始めとした施設運営によって発生する音については、近隣のみなさまへの配慮が必要な要件の一つと認識しています。設備面では見合いや防音対策について、可能な方法の中で検討するとともに、運営面での配慮も検討してまいります。  ～みなさまへのお願い～ 重度の障がいのある利用者さんは、会話でのコミュニケーションが困難な方も多いため、職員は、環境を整えながら、ひとりひとりに合わせた感情の表出方法を支援しておりますが、時には大きな声や行動につながることもあります。今後も利用者さんが安心して過ごせるよう支援しますが、このような障害特性と日常の支援状況についても、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
11	運営	11月のお祭りは行う予定なのか。声や音の影響が大きいので、できるだけ建物の中で行うなど、配慮してほしい。	11月3日のお祭り「福祉と文化と医療のまちスペシャルデー」は、新井宿福祉園だけでなく、新井宿地域が一体となり町会のみなさまとともに作り上げているものです。具体的な計画については実行委員会が検討していくところですが、近隣のみなさまへの配慮につ

			いては、関係機関に伝えさせていただきます。
12	設計 運営	お煎餅用の作業室はどのような設備を使うのか。	昔はガスを使っていましたが、現在は電気の煎餅焼き機を使用しています。醤油を塗る、混ぜる、袋詰めをするなどの作業を利用者さんとともに行っています。
13	設計 運営	厨房は設置するのか。建物の中で給食を作るのか。	現在の建物は1階東側に厨房があります。改築後は1階南西側に厨房を設け、こちらで給食を作ります。近隣のみなさまへの配慮として、建物の上空に排気する方法を検討しています。
14	設計	外壁の色が暗いと、日当たり等に関係すると思われるため、現状と同じくらいの明るめの色にしてほしい。	外壁の色については、既存建物と大きく変わらないよう配慮してまいります。 景観条例により、外壁の色の基準があり、景観アドバイザー等の意見を参考に検討していきます。

以上